

カルパース、CPPIBの 意思決定・監督機関について

厚生労働省年金局
平成26年12月1日

カルパースの意思決定・監督機関について

1. カルパースとは

- カリフォルニア州公務員等を対象とした年金(積立方式)を運営しており、年金給付業務等に併せ、その積立金を管理運用している。

2. 理事会の構成メンバー

- 加入者代表6名、州政府等4名、知事等による任命3名の13名の理事により構成され、全員非常勤である。
- 加入者代表は、選挙により選出される。
- CEO等、執行部のメンバーはいない。
- 理事による互選で理事長および副理事長が選任される。
- 加入者代表の任期は、1期4年、再任の制限はない。

メンバー	所属・役職、主な経歴等	属性	所属している委員会					
			Investment	Pension & Health Benefits	Performance, Compensation & Talent Management	Board Governance	Finance & Administration	Risk & Audit
1(理事長)	学校職員、元カリフォルニア教職員組合代表	教職員の加入者代表	○	○		◎		○
2(副理事長)	ベイエリア高速鉄道公社の証券アナリスト	公的機関職員の加入者代表	○	◎	○	○		○
3	カリフォルニア教職員組合代表	全加入者代表	○	○	◎	○		○
4	カリフォルニア州立大学教授	州政府の加入者代表	○	○		○	○	◎
5	カルパース勤務	全加入者代表	○	○		○		○
6	ロサンゼルス統一学区のCFO	退職者の加入者代表	◎	○		○	○	
7	州の会計検査官	職権上のメンバー	○	○	○		○	
8	元州知事の政策秘書(州の人事委員会の指名)	職権上のメンバー	○		○		○	
9	カリフォルニア人材開発省のディレクター	職権上のメンバー	○	○	○		○	
10	州の財務官	職権上のメンバー	○	○	○		○	
11	金融サービス会社代表	知事による任命(保険業界代表)	○					
12	労働組合代表	上院議事委員会等による任命	○		○			○
13	地方銀行取締役	知事による任命(地方自治体代表)	○			○	◎	○

3. 理事会と各種委員会の関係について

- それぞれ一部の理事により構成される6つの委員会を設置(投資委員会は全ての理事により構成)し、理事会の専決事項を除き、各委員会に権限委譲している。各委員会の構成メンバーについては前ページを参照。
- 各委員会のメンバーは、理事の中からそれぞれの理事の希望を踏まえ、理事長が選任する。
 - ◆ 投資委員会(Investment Committee)
 - ◆ 年金・医療給付委員会(Pension & Health Benefits Committee)
 - ◆ 業績・報酬・人材管理委員会(Performance, Compensation & Talent Management Committee)
 - ◆ ガバナンス委員会(Board Governance Committee)
 - ◆ 財務・管理委員会(Finance & Administration Committee)
 - ◆ リスク・監査委員会(Risk & Audit Committee)

4. 理事会及び各種委員会の開催頻度について

- 理事会及び各種委員会は、基本的に月に1回開催し、各月3日間にわたって開催。
- 投資委員会及び年金・医療給付委員会は、基本的に月に1回開催。
- その他の委員会は、年間3回～9回程度開催。

5. 理事会の専決事項について

1. 聴聞会の実施と不服申立ての決定
2. 理事会のメンバーが行為基準に合わない行為を行った場合の懲罰
3. 理事会及び各種委員会のコンサルタントの選定・評価（例えば、役員報酬、CEO/CIOの採用、ヘルスケア、保険数理）
4. 年間計画に基づく理事会及び委員会の議題設定
5. 理事会レビューの対象となったベンチマークを含む理事会に報告された情報の承認
6. 立法のプライオリティの設定及び立法上の政策、見解の承認
7. 重要な訴訟の承認
8. ミッションとビジョンの設定と承認
9. 経営執行部及び（または）第三者に対する権限委譲（投資に関するものを除く）の承認
10. 組織の業績測定基準の承認及び組織全体の業績の監視
11. 全体的なコミュニケーション戦略の承認
12. 全ての組織ダイバーシティプログラムの監督
13. カルパースに関する規則の承認及び適用
14. 理事会の会長及び副会長の選任
15. ステークホルダーとの関係の監視

カルパースの意思決定・監督機関について

(参考)投資委員会に権限委譲されている事項について

1. 投資戦略を導く投資信念の設定
2. 投資政策の承認及び投資方針に関連するコンプライアンスの監視
3. 戦略的資産配分の実行、目標投資リターンの設定、各ファンドに対する一時的な配分を含む資産配分割合の選択
4. ファンド全体及び各資産クラスのベンチマークの設定
5. 資産クラスの投資計画とポートフォリオ構築の指針の設定及び監視
6. 投資リスクの選好と許容度の設定
7. 投資パフォーマンスの監視
8. 市場環境への対応及びキャピタルコール等の投資義務を果たすため、十分な流動性資産を確保することを含む流動性管理の監視
9. 理事会に対して投資関連の専門性を提供するコンサルタントの選任及び監督
10. 投資パートナー、マネージャ、及びコンサルタントの選任プロセスとパフォーマンスの監視
11. 投資関連の訴訟の開始及び解決
12. 投資プログラムの費用対効果の監視
13. 投資オフィスのリスクアセスメントと統制環境の監視
14. 環境、社会、ガバナンス(ESG)プログラムの監視
15. 委員会にレビューのために報告される情報の規準及びトリガーの設定
16. 投資関連の法律に関する見解の承認
17. 投資関連の規則の承認
18. 投資委員会に委譲された職務に関連するリスク管理の監視

CPPIBの意思決定・監督機関について

1. カナダ年金プラン投資理事会(CPPIB)とは

- 一般国民(ケベック州を除く)対象のカナダ年金プラン(連邦と州との共同制度で、賦課方式)の積立金を管理運用。積立金の管理運用に特化。カナダ年金プランの財政検証や負担・給付の見直し等を担当する連邦財務大臣が州財務大臣と共同で監督を行うものの、連邦政府に属さない独立性の高い法人となっている。

2. 理事会の構成メンバー

- カナダの様々な地域からの代表となるよう(※)、かつ、金融等の能力を持つ者が十分確保されるよう指名された12名の理事から構成され、全員非常勤である。
- CPPIB法により、理事はCEO等、執行部のメンバーになることができない。
- 任期は、1期3年、最長3期(9年)

(※)2014年のCPPIB法改正により、カナダ国外の居住者を3名まで理事に任命可能とされた。

メンバー	所属・役職	地区	所属している委員会			
			Investment	Governance	Audit	Human Resources and Compensation
1(会長)	生命保険会社CEO、アクチュアリー	オンタリオ	◎	○		
2	事業会社CFO	アルバータ	○	○	◎	
3	銀行副会長(財務担当)	オンタリオ	○		○	
4	資源会社CEO	ブリティッシュコロンビア	○	○		◎
5	大学教授(エコノミスト)	ブリティッシュコロンビア	○	○	○	
6	弁護士	サスカチュワン	○	◎		
7	投資会社CEO	オンタリオ	○			○
8	大学学長、学者	ケベック	○			○
9	通信会社CEO	ノバスコシア	○			○
10	事業会社CEO、弁護士	オンタリオ	○		○	
11	保険会社CEO、会計士	オンタリオ	○			○
12	投資会社CEO、会計士	ニューファンドランド&ラブラドル	○		○	

2. 理事会の構成メンバー(続き)

➤ 理事等の任命手順について

- ① 連邦政府の財務大臣とCPPに参加している各州の担当大臣が、それぞれ1名の委員を指名して理事会メンバーの「指名委員会」を組織する。
- ② 指名委員会が、CPPIBの業務に関連する専門知識を有するに十分な人数を含む理事会メンバー候補リストを作成し、指名委員会は合意したリストを連邦財務大臣に提出する。
- ③ 連邦財務大臣は、リストについて各州の担当大臣と協議の上、理事会メンバーを実質的に任命する。
- ④ 連邦財務大臣は、各州の担当大臣及び理事会メンバーと協議の上、理事長を任命する。
- ⑤ 業務執行責任を有するCEOは、政府ではなく理事長が任命する。なお、CEOは理事会に対して責任を負う。

3. 理事会と各種委員会の関係について

- 4つの委員会を設置し、理事会の専決事項を除き、各委員会に権限委譲されている。各委員会の構成メンバーについては前ページを参照。
- 各委員会の委員及び委員長は理事会により選任される。
 - ◆ 投資委員会 (Investment Committee)
理事全員で構成される。役割としては、投資方針や基準や手続の策定、CPPIBの年次投資計画の振り返りや承認や監督、投資リスク管理に対するアプローチのレビュー、外部運用業者及びカストディアンとの取り決めの承認などを行う。
 - ◆ 監査委員会 (Audit Committee)
5名の理事により構成される。役割としては、財務報告、内部監査及び外部監査、情報システム、内部統制方針についての監督について責任を負っている。
 - ◆ 人事・報酬委員会 (Human Resources and Compensation Committee)
5名の理事により構成される。役割としては、報酬の考え方のレビューと提言、CEOのパフォーマンス評価プロセス、後任の確保、組織構造のレビューについて責任を負っている。
 - ◆ ガバナンス委員会 (Governance Committee)
5名の理事により構成される。役割は、ガバナンス方針やガイドライン、手続きの提言、理事会の有効性の提言、行為規範及び利益相反ガイドラインの適用の監督などを行う。

4. 理事会及び各種委員会の開催頻度について

- 理事会は年6回開催。また、各委員会は年3～6回開催。

5. 理事会の専決事項について

1. 内部規則の承認及び改廃
2. 投資ステートメント(※1)またはリスクポリシー(※2)の制定
3. 理事及び監査役に欠員が出た場合の任命
4. 幹部職員(CEO, 上級副社長、CFO 及び COO)の任命及び報酬の決定
5. 年次財務諸表及びその他の財務諸表の承認

(※1) 投資目標、投資方針、期待リターン、ポートフォリオのリスク管理について定めたもの

(※2) リスクの測定、管理及び投資ポートフォリオのリスクの報告について定めたもの

以下の事項についても理事会の権限とされている。

1. 理事長の選任に関して財務大臣と協議することについて準備すること
2. 理事長の年次目標について毎年、承認すること
3. 理事会に求められる能力、スキル及び経験を承認すること。新しい理事に求められる特定の能力、スキル、経験と外部任命委員会に提出する選出過程と候補者を承認すること
4. 委員会を設置すること
5. 委員会の委員及び委員長を任命すること
6. 新しく任命された理事に包括的なオリエンテーションを受けること及び開発機会を提供することを確実にすること
7. 理事会、理事長、委員会、それぞれの理事について定期的に有効性、貢献を評価し、特に任期の期限が到来する理事の再任を推薦すべきかの決定することについて準備すること
8. 年次報告書の公表についてのガバナンス活動の年次報告等を承認すること
9. 理事長と理事の報酬を決定すること